

大阪府まちづくり促進事業財産評価審査会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪府まちづくり促進事業財産評価審査会規則（平成27年大阪府規則第73号。以下「規則」という。）第八条の規定に基づき、大阪府まちづくり促進事業財産評価審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)

第2条 会長は、審査会の会議の日の7日前までに会議の招集及び会議に付議すべき事項を委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(議事)

第3条 議長は、会議を開閉し、議事を主宰し、及び議場の秩序を保持する。

2 議長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を聴くことができる。

(議事要旨)

第4条 議長は、審査会の会議について次に掲げる事項を記載した議事要旨を作成しなければならない。

一 審査会の会議の日時及び場所

二 出席した委員並びに事務局職員の氏名

三 第3条第2項により委員以外の者を会議に出席させたときは、その者の所属、職及び氏名

四 審査の内容

(事務局)

第5条 審査会の事務局を拠点開発室に置く。

2 事務局職員は、会長の指揮を受けて会務を処理する。

附 則

この要綱は、平成27年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。